

第2章 雪害対策計画

第1節 ライフライン等確保計画

1 計画の概要

降雪期における交通を確保するために、町が実施する雪害対策について定める。

2 交通の確保

(1) 道路施設の交通確保

① 町管理道路

町は毎年「道路除雪計画」を定め、除排雪を実施して雪害予防に努める。

(ア) 除雪体制

町内の道路、公共施設及び住宅等の立地状況を勘案し、気象状況、積雪状況に応じた除雪体制を整える。

(イ) 除雪路線

路線の選定にあたっては、主な幹線道路、バス路線、地域的に主要な道路及び公共、公益施設への道路を主体として選定する。

(ウ) 除雪目標

交通確保の重要度に応じ、除雪路線ごとの除雪目標を定め、迅速・効率的な除雪を実施する。

② 消融雪施設等の整備

町は、道路交通の確保が必要と認められる道路及び家屋、家屋周辺における除排雪を可能とするため、消融雪施設等の整備を行う。

③ 地吹雪対策の推進

町は、地吹雪による交通の途絶及び事故防止を図るため、地吹雪の発生箇所を把握し施設の整備を図るとともに、利用者への啓発を実施する。

(2) 住民等への広報

町は、雪害による被害を防止し又は軽減するとともに、交通の混乱を防止するため、住民等に対して積雪期における交通状況及び交通確保対策の実施状況について、適時適切な広報に努める。

第2節 住民生活の安全確保計画

1 計画の概要

積雪期における住民生活の安全を確保するため、町及び県等が実施する雪害予防計画について定める。

2 一般建築物の雪害予防

(1) 住宅・建築物の安全性に対する指導

町及び県は、建築物の新築、改良工事等を行う所有者に対し、市街地の状況や敷地の状況等による周辺への影響を充分配慮した屋根雪処理とするよう指導に努める。

(2) 克雪住宅の普及推進

核家族化や高齢化の進行に伴い、自力で屋根雪処理を実施できない世帯が増加しており、雪下ろしの労働力確保も難しくなっていることから、町及び県は、屋根雪荷重による家屋倒壊の防止を兼ねた克雪住宅の普及指導に努める。

(3) 要配慮者世帯に対する除雪援助

町及び県は、高齢者世帯等の要配慮者世帯に対し民生委員・児童委員、福祉団体等による訪問等を行い、積雪状況等の把握に努めるとともに、これらの世帯の除雪にあたっては、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な取り組みが実施されるよう啓発する。また、必要によっては、除雪業者の斡旋を行う。

(4) 屋根雪等に係る事故防止の啓発

町は、屋根雪等による事故を防止するため、次の事項を中心に住民に対する啓発に努める。

- ① こまめな雪下ろしの励行
- ② 雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止
- ③ 雪下ろし中の転落による事故防止
- ④ 家庭用除雪機のロータリーによる事故防止
- ⑤ 非常時における出入り口の確保

3 集落機能が弱体化した集落における雪害予防活動

町及び県は、過疎・高齢化の進行により集落機能が弱体化している集落について、生活道路の除雪、高齢者世帯等の除雪及び救急患者輸送対策等の推進に努める。

4 消防水利の整備

町は、積雪期にも配慮した消防力と救急体制の充実強化を図るとともに、多雪地に適した多段式消火栓や立ち上がり吸水管付防火水槽の整備に努める。

5 避難所の整備

積雪期においては、集落間の交通が途絶する可能性があり、救助活動の遅延も予想されるため、町は、避難所の電気、通信等のライフラインの雪害予防対策を講じるとともに、避難所で使用する暖房設備、燃料、携帯暖房品、食料及び救助資機材等の整備、備蓄に努める。